平成２４年（フ）第４９７号
岐阜県羽島市舟橋町７丁目26番地　ハッピーハウスⅠ
債務者　坂　　直子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県瑞穂市別府83番地３
債務者　浜田じゅん
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
岐阜市則武307番地17　スカイコート101号室
債務者　片岡　康夫
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
名古屋市千種区古出来３丁目１番28号　佐竹ビル105号、従前の住所名古屋市千種区春岡通６丁目７番地　松仙堂ビル302号
債務者　森山美代子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２９号
愛知県尾張旭市西大道町前田3863番地１
債務者　武井　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８号
神戸市垂水区上高丸３丁目３番39号
債務者　中新井伸宏
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
神戸市垂水区上高丸３丁目３番39号
債務者　中新井育子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２号
神戸市北区君影町２丁目１番47―506号
債務者　今利　正明
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
神戸市東灘区深江本町２丁目10番22―304号
債務者　小田由香こと　小田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目13番10号重田ハイツⅡ―303、前住所兵庫県西宮市羽衣町８番８―401号
債務者　金谷さやか（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０５号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目37番地の１フォンテーン東園田301号
債務者　井野　博幸
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１１号
兵庫県西宮市門前町11番22号門前生き生きひまわり荘、前住所兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番３―201号
債務者　横井　　進
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
奈良県吉野郡吉野町大字峰寺25番地の２
債務者　辻本　和子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１４７号
広島市西区高須３丁目３番１―101号
債務者　滝野外喜夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目16番17号ハイツまるいＮＯ102―101号
債務者　大塚　進矢
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２８号
北海道苫小牧市緑町１丁目１番13号　二階堂アパート101
債務者　佐藤　義留
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県柴田郡村田町大字小泉字西町３番地
債務者　菅原　　晃
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部